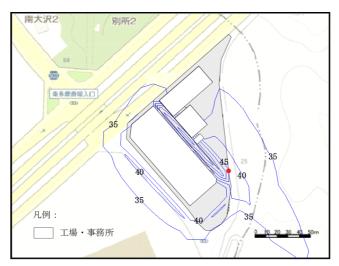
## b) 影響の回避・低減に係る評価

上記の環境保全措置を講じることにより騒音の発生及び騒音の伝搬は抑制され、敷地境界におけ る施設の稼働による騒音レベルは低下し、規制基準等を満たすことから、実行可能な範囲内で影響 の低減が図られているものと評価する。



図皿-5-2 環境保全措置を実施した場合の騒音レベル(昼間、夜間)(単位:dB)

## (2)-2 振動

#### 1) 予測項目等

予測項目、予測対象時期と時間帯、並びに予測方法は、表Ⅲ-5-5のとおりである。

項目 内 容 既存の施設及び臭気対策改善のため新設した野外脱臭設備の稼働に伴 予測項目 う敷地境界の振動レベル 予測対象時期 施設供用後定常運転となる時期 「昼間」:業務時間である朝8時から17時の間 時間帯 「夜間」: 業務時間外である 17 時から翌8 時の間 予測方法

振動の伝搬理論に基づく予測式

表皿-5-5 予測項目、予測対象時期と時間帯、並びに予測方法-振動-

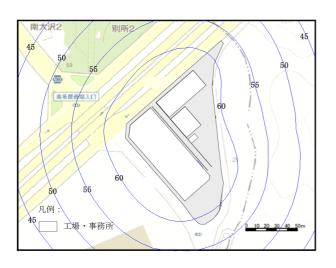
#### 2) 予測結果

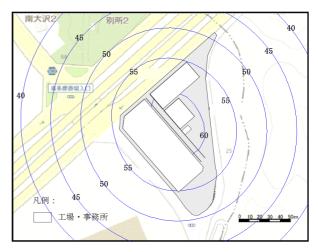
施設の稼働に伴う敷地境界における振動予測結果は、昼間 63dB、夜間 58dB である(表Ⅲ-5-6、 図Ⅲ-5-3)。

表 II-5-6 予測結果 - 振動 - (単位: dB)

項目	予測地点	区分	時間帯	予測値
振動レベル	敷地境界	平日	昼間(8~17時)	63
			夜間 (17~翌8時)	58

注) 予測地点は敷地境界での振動レベルの最大値とした





図Ⅲ-5-3 振動レベル(昼間/左図、夜間/右図)(単位:dB)

#### 3) 評価

## ア. 環境保全措置

表Ⅲ-5-7に示す振動に関する保全措置を実施する。

環境保全措置 検討結果 影響要因 環境保全措置 の効果 (不確実性) 振動を発生する機器は防振台に設置 振動の発生及 措置の効果は確 するなどの防振対策を講じる。 実であり、不確 び伝搬が抑制 振動発生の特に大きな機器について 施設の稼動 され、影響は低 実性の程度は小 は独立基礎を採用するなど振動が施 減される。 さい。 設全体に及ばないよう配慮する。

表皿-5-7 環境保全措置-振動-

## イ. 評価の結果

## a) 環境保全施策との整合性に関する評価

生活環境保全上の目標は、八王子市告示における振動規制法の特定工場等に係る規制基準(平成 24 年八王子市告示第 81 号) とした。

上記の措置を講じることにより振動の発生及び施設外部への伝搬は抑制され、影響の評価結果は、表Ⅲ-5-8に示すとおり、供用時の振動レベルは敷地境界において8~17時で最大63dB、17~翌8時で最大58dBであり、環境保全目標の8~20時の65dB、20~翌8時の60dBを下回り、環境保全目標との整合が図れると考える。

したがって、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

予測値 環境保全目標 項目 予測地点 八王子市告示(振動規制法) 時間帯 予測値 規制基準 時間帯 8~17時 63 8~20時 65 振動レベル 敷地境界 17~翌8時 58 20~翌8時 60

表Ⅲ-5-8 評価結果 - 振動 - (単位 : dB)

注) 予測地点は敷地境界での振動レベルの最大値とした

## b) 影響の回避・低減に係る評価

敷地境界における施設の稼働による振動レベルは規制基準等を満足し、さらに上記の措置を講じることにより振動の発生及び施設外部への伝搬は抑制されることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

## (2)-3 悪 臭

# 1) 予測項目等

予測項目、予測対象時期と時間帯、並びに予測方法は、表Ⅲ-5-9のとおりである。

表皿-5-9 予測項目、予測対象時期と時間帯、並びに予測方法 - 悪臭 -

項目	内 容
予測項目	施設の稼働に伴い排出される敷地境界における臭気指数(臭気濃度)レベル
予測対象時期	施設供用後定常運転となる時期
時間帯	昼夜
予測方法	大気拡散式による予測

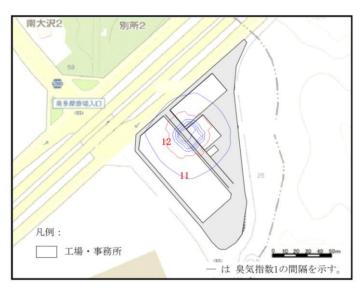
#### 2) 予測結果

施設の稼働予測結果は、表III-5-10 に示すとおりである。また、対象事業実施区域周辺における臭気指数の分布は、図III-5-4 に示すとおりである。

表Ⅲ-5-10 予測結果 - 悪臭 - (臭気指数)

項目	予測地点	予測値
臭気指数	敷地境界	11

注) 予測値は敷地境界での臭気指数の年間を通じた短期最大値(短期とは1時間値を示す)とした。



図皿-5-4 悪臭レベル(臭気指数)

# 3) 評価

#### ア. 環境保全措置

既存の環境保全措置に加えて、表Ⅲ-5-11に示す悪臭環境に関する環境保全措置を実施する。

表皿-5-11 環境保全措置の検討項目 - 悪臭 -

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果	検討の結果 (不確実性)
施設の稼動	臭気発生個所をテントで覆い、テント内臭気を吸引し脱臭装置で脱臭するとともに、吸引することにより室内を負圧に維持し、外部への臭気の漏洩を防止する。 新たに脱臭装置を野外に新設する。 A棟及びB棟の低濃度臭気については、既設の脱臭装置で脱臭処理し、排出口からの臭気濃度は、八王子市の悪臭規制基準以下で排出する。 A棟発酵槽からの高濃度臭気については、新設の脱臭装置で脱臭処理し、排出口からの臭気濃度は、八王子市の悪臭規制基準以下で排出する。	悪臭の発生が抑制され、影響は低減され る。	措置の効果は確実 であり、不確実性の 程度は小さい。

#### イ. 評価の結果

## a) 環境保全措置との整合性

生活環境保全上の目標は、八王子市告示における悪臭に係る規制基準(平成 24 年八王子市告 示第 84 号)とした。

評価結果は、表Ⅲ-5-12に示したとおりである。

環境保全措置を講じることにより悪臭の発生は抑制され、供用時の悪臭は敷地境界における 臭気指数の最大は環境保全目標の12を下回り、環境保全目標との整合が図れると考える。し たがって、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

表Ⅲ-5-12 評価結果 - 悪臭 - (臭気指数)

項目	予測地点	予測値	規制基準
臭気指数	敷地境界	11	12

# 注)予測値は敷地境界での臭気指数の年間を通じた短期最大値(短期とは1時間値を示す)とした

## b) 影響の回避・低減に係る評価

環境保全措置を実施し、「悪臭物質の発生及び大気拡散の低減」を図る。このことによって、悪臭の環境への影響は事業者の実行可能な範囲で、回避又は低減が図られていると評価する。

# IV.運用計画

適切な運用計画を立案し、危機管理および運営監視体制を構築することで、プラントを安定的に運転するための指針を示す。

# 1. 組織体制

平成24年8月に操業を開始し、平成25年4月一杯をもって操業を一次停止し、その後稼働はしていない。

この間、経済的に困窮を極め、民事再生手続きを平成 28 年 11 月に開始した。平成 29 年 8 月に手続き終了をもって、株主、役員の変更を行い現在に至る。

現体制を下記に示す。

## (1) 新体制

株主である愛和産業(株)は、天内工業(株)を中心としたグループ会社の一員である。

## 天内工業(株)概要

社 名	天内(あまない)工業株式会社
住 所	北海道北見市東相内町 10 番地 7
電 話	0157-36-8011
F A X	0157-36-8078
代表者	会長 伊藤 久美 代表取締役 伊藤 嘉高
設 立	昭和 38 年 7 月 10 日
資本金	2550 万円
売 上 高	15 億 5309 万円(2016 年度)
事業内容	冷暖房・空調・給排水衛生設備工事・土木・解体・アスベスト除去工事・機械
	器具設置工事・地中熱ヒートポンプ工事
企業グループ	訓子府機械工業 株式会社、株式会社 キコウ、株式会社 巴設計、愛和産業 株
	式会社、愛和産業札幌 株式会社、株式会社 藤久

新株主である愛和産業は、北海道北見市において産廃処理場、および汚泥の堆肥化施設も併せて運営している企業である。

## 愛和産業 (株) 概要

社 名	愛和産業 株式会社
住 所	北海道北見市東相内町 10 番地 7
電 話	0157-36-7171
F A X	0157-36-8078
代表者	会長 伊藤 久美 代表取締役 伊藤 嘉高
設 立	平成 17 年
資本金	1500 万円
売 上 高	5億円
事業内容	産業廃棄物・一般廃棄物処理業、廃棄物収集運搬業、堆肥化維持管理業、最終・
	中間処理施設運営

# 2. 運用管理の改善

プラントの操作を円滑に行い、かつ誰が担当しても同じ対応ができる体制を整えるために、システム全体の運用手順書を作成する。これは、単に操作ユニットごとの運転マニュアルを束ねたものではなく、建物・設備の点検、処理物の搬入から処理、環境対策及び緊急時対応システムなどを全て含んだ、体系的なものでなければならない。従来、本施設での操作マニュアルは個別のユニットごとに整備されていたので、この点を抜本的に改善する。

本施設では、初期稼働において含水率と通気を調整し、発酵を繰り返すことで良質な戻し堆肥を作ることから始め、その良質な戻し堆肥を使用して投入原料の pH の推移が酸性側に傾くことを抑え、臭気抑制型の発酵に導く。

発酵槽からの臭気は、新脱臭システムによる脱臭を行い、最終的に外部に出される排気は環境基準を守るために、脱臭前後の臭気測定を行い、脱臭装置への負荷が高まるような場合には、好気的分解環境の改善や、戻し堆肥の増量などで、その負荷の軽減を図る。

## 3. 受け入れる生ゴミ残渣

#### (1) 受入残渣の選別

本施設で受け入れる動植物性残渣は、事業系の産業廃棄物・一般廃棄物であり、家庭系一般廃棄物の受け入れはない。また、腐敗した残渣、不純物の混入した残渣等も受け入れない。





図IV-3-1 受入可能な品目

#### (2) 運び込まれる残渣のエリア

本施設に、過去運び込まれていた地域は、八王子市を含む三多摩地域、神奈川県相模原地域が多く、弊社が、再生利用事業登録を取得しており、広範囲であったが、再度取得するには、概ね1年の安定稼働が必須であるため、八王子市内および市に収集運搬登録済みの業者が、持ち込む近隣市町村となる。将来、前者も含むが、近隣の給食センター残渣を中心に受け入れていく計画である。

## 4. 生産堆肥の出口

八王子市内・南大沢地区・町田小山田地区については、無償で製品堆肥を配布する計画であり、また、 近隣の小学校・中学校等にも無償で配布する予定である。(関係官庁との相談)

地産地消の観点からも、八王子市内の農家の方々とコミュニケーションをとりながら、使っていただけるような堆肥の生産を目指す計画である。

また、農家の方々だけではなく、園芸用に袋詰めでの販売も併せて計画している。

## 5. アドバイザーおよびメーカーとの今後について

(1) 総合的な臭気対策やシステムを構築、管理についてアドバイスをいただいている静岡大学大学院工学研究科 松田 智(まつだ さとし)氏のプロフールを下記に記す。

役職:准教授

所属:科学バイオ工学科

専攻:環境応用科学コース

専門分野:科学環境工学

研究内容:1) 高性能生ゴミ処理機開発

- 2) 環境中の特定微生物の検出手法開発
- 3) 水質汚濁湖沼の原因解明と浄化対策の提案
- 4) バイオ燃料の評価。国内バイオマス利用可能量の推算
- 5) 廃棄物処理・リサイクルへの LCA 手法の適用 廃プラの各種リサイクル法の有効性の定量的評価

平成 26 年 6 月より指導を受け、基礎実験、公開実証実験 (八戸) についても計画段階からアドバイスをいただいており、これからも、ご指導いただくことで合意している。

(2) 臭気対策や脱臭システムを構築、管理についてアドバイスをいただいている祐川環境カンファレンス株式会社 代表取締役 祐川 英基(すけかわ ひでもと)氏のプロフールを下記に記す。

職歷

昭和 51 年 4月 東邦化研株式会社入社 環境分析センター配属

ばい煙、大気、騒音・振動、水質の測定分析業務に従事

平成 8年 7月 臭気判定士登録 (国家資格:第0032E)

平成 9年 4月 環境カウンセラー登録 (環境省登録第 1996111018 号)

平成17年 7月 臭気対策アドバイザー登録(公益社団法人におい・かおり環境協会認定資格)

平成21年 8月 祐川環境カンファレンス株式会社設立(臭気主体のコンサル・調査等)現在に

至る

#### 【公益社団法人におい・かおり環境協会及び臭気判定士会関連】

平成 8 年 7 月~現在に至る 臭気判定士登録

平成 12 年 9 月~平成 14 年 3 月 環境省委託: 嗅覚測定法安全管理手法検討作業部会委員

平成 12 年 9 月~平成 14 年 5 月 臭気簡易評価技術標準化研究会 WG 3 参加

平成 12 年 12 月~平成 24 年 11 月 におい・かおり環境学会 委員

平成14年9月~現在に至る脱臭技術適正評価検討会検討員

平成15年4月~現在に至る臭気判定士会会員

平成 16 年 4 月~平成 17 年 3 月 におい・かおり環境協会技術委員会 測定評価部会 委員

平成 17 年 4 月~平成 19 年 3 月 におい・かおり環境協会技術委員会 測定評価部会部会長

平成17年7月~現在に至る 臭気対策アドバイザー登録

平成21年5月~現在に至る臭気判定士会理事

平成25年8月~現在に至る臭気判定士会会長

平成 29 年 4 月より指導を受け、「八王子バイオマス・エコセンター導入予定の脱臭装置実証実験」 についても計画段階からアドバイスをいただいており、これからも、ご指導いただくことで合意している。

#### (3) 日本システム化研(株) および各々メーカー

日本システム化研により設置された前処理機械(オズマニック)、撹拌機(ハーズコンポ)等、設置してある機械は、特殊性が高く、メーカーに引き続き点検・メンテナンス契約を継続する。試験運転前には、各メーカーによるメンテナンスを行う。

#### (4) (株) 空気設計舎 脱臭システム

脱臭システム全体の点検・メンテナンス契約を継続する。試験運転時は脱臭システムの管理・調整 の指導をお願いしている。

#### 6. 廃プラ・その他の処理

本施設で受入する生ゴミ残渣は、8割がビニール袋に入っており、これらの分別処理後の廃プラは、中間処理施設で処理する。

緊急時対応マニュアルの最終段階に該当する堆積物は、取り出して廃棄処分する計画である。また、処理 施設とは契約済みである。

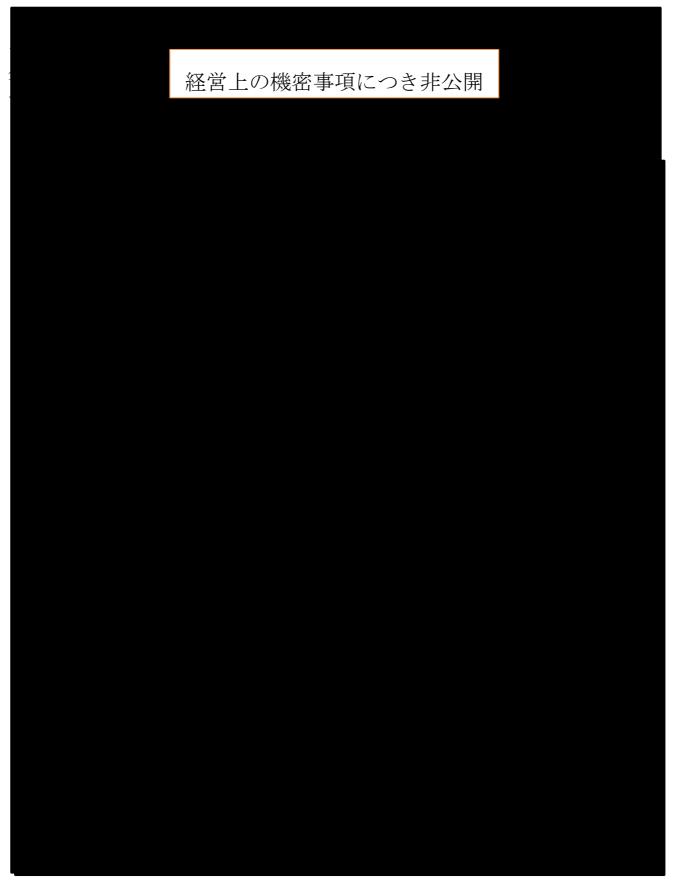
## 7. 人材の確保

本施設は、6年に渡り稼働を停止しており、試験稼働・本稼働するにあたり、八王子市を中心に募集をかけたいと考えている。また、シニア人材の採用等も考えている。

# 8. 収支計画と事業の将来性

# (1) 収支計画

改善された施設とその運用において、事業として成立するかを解析した。管理項目をモニターしなが ら性能余裕を考慮し順次負荷を段階的に上げて行くこととする。



## (2) 事業の将来性

食料資源の有効利用、環境への負荷を低減するという観点から、平成 13 年に食品リサイクル法が施行された。その後、平成 19 年に再生利用率の目標設定や報告義務等に関する改正を経て、平成 27 年 7 月には、年間約 2,000 万トン発生している食品廃棄物について、食品ロス低減とともに、再生利用等の実施状況を都道府県別にも報告し、国はこれらを整理・公表するなどの施策を盛り込んだ新たな基本方針に基づく施策・関係省令等の改正が発表された。

この基本方針では、平成 31 年度までの再生利用等実施率の目標値が新たに設定され、食品製造業は 95%(平成 27年度時点で 95%)、食品卸売業は 70%(同 70%)、食品小売業は 55%(同 47%)、外食産業は 50%(同 23%)の達成を目指すこととなっている。

今後、我が国の基本方針に則り、食品リサイクルの重要性はますます高まり、これまで取組みが遅れていた食品廃棄物発生事業者等の参画が期待される。

一方、地方自治体が管理する一般廃棄物に関して、自治体の多くは、ゴミ減量のための施策として、再生利用が可能な食品廃棄物は資源としてリサイクルすることを推進している。また、自治体が運営・管理する一般廃棄物処理場(焼却場)は、更新時期が近づいており、延命化目的の視点からも、水分が多く燃焼しにくい食品廃棄物の削減ならびに再生利用を推進している。

また、本施設が位置する多摩地区には、同等規模の食品リサイクル施設が極めて少なく、東京西部・多摩地域において発生する食品廃棄物の多くは長距離運搬をせざるを得ない状況にある。食品リサイクル事業のカギとなる収集運搬コスト低減のためにも、本施設の立地条件は、非常に有利であると考えられる。

これらの理由から、本事業は食品リサイクルの更なる推進のために必要不可欠であり、かつ、循環型社会の形成に大きく寄与するものとして発展していくべき事業であると認識している。

## 9. 周辺環境に悪臭被害を及ぼさないための対応システムの整備

## (1) 臭気規制値について

臭気指数については、下記表の自主規制値を設け管理をする。

自主規制値 法令規制値 排出□ 24 27 敷地境界 12 12

表Ⅳ-9-1 自主規制値

※法令規制値は、八王子市告示第84号のとおり。

# (2) 対策について

表IV-9-2 に示すフォルト・ツリー分析に基づいて、以下のような対応策を考えた。

# ① 臭気の監視と対応

定常稼働以降、脱臭装置の入口側、アルカリ・次亜塩素酸ソーダスクラバー出口、重亜硫酸ソーダスクラバー出口、活性炭塔の排出口において朝、昼、夕の3回設備管理担当者が吸引ポンプを用い直接においの確認を行い記録する。においの記録は、6段階臭気強度表示法の判定と臭質の判定とする。その際、重亜硫酸出口および活性炭塔出口については、ニオイセンサも併用し測定値を記録する。その記録を1週間実施し各測定位置の平均値を算出し、その後はその平均値と比較することで異常があるかどうか判定を行う。

ニオイセンサについては、第3者機関に臭気指数の測定を依頼する際、同時にニオイセンサで測定を 実施し、臭気指数とニオイセンサの指示値の相関式を得るようにする。この相関式をニオイセンサに入 力し、臭気指数相当値に換算し、その記録を本施設ホームページ上に表示する。

活性炭塔出口(低濃度臭気・高濃度臭気の 2 ヶ所)に 24 時間監視のニオイセンサを設置し、排気中の臭気濃度をモニターする。

排出口での自主規制値を 24 とし、周辺地域への悪臭被害の発生を予防するために、点検と対応策を 運転管理マニュアルに従って行う。

#### ② ニオイセンサの詳細

ア) ニオイ監視用、臭気モニタ設置について

工場稼働にあたり周辺住民の皆様への不安を取り除くため、臭気監視システムを導入する。測定は「新コスモス電機株式会社」製を採用する。

連続して発生する臭気を 24 時間連続して監視するタイプは現在存在しないため、間欠(バッチ) 測定を行う。間欠測定の測定タイミングについては今後検討する。

※バッチ測定とは:一定時間に1度測定を行うこと。(例:1時間に1度、5分間の測定・55分間 センサ部のクリーニングを実施するなど)本施設では、短時間の周期で臭気濃度が変動すること は考えにくいため、間欠測定での対応でも十分に監視が行えると考える。

#### イ) 24 時間監視システムでの臭気管理について

八王子市が取り決める地域の臭気規制基準値は「臭気指数 27」となっているが、より厳しい管理を行うため、イズミ環境では「臭気指数 24」で管理を行い、管理値をオーバーすると社員にメール・電話される仕組み(システム)を導入し、連絡が入るとイズミ環境の社員(工場管理責任者=センター長)が即座に対応できる体制を整える。

### ウ) 臭気モニタ仕様

「新コスモス電機株式会社」がイズミ環境向けの専用仕様でシステムを開発する。

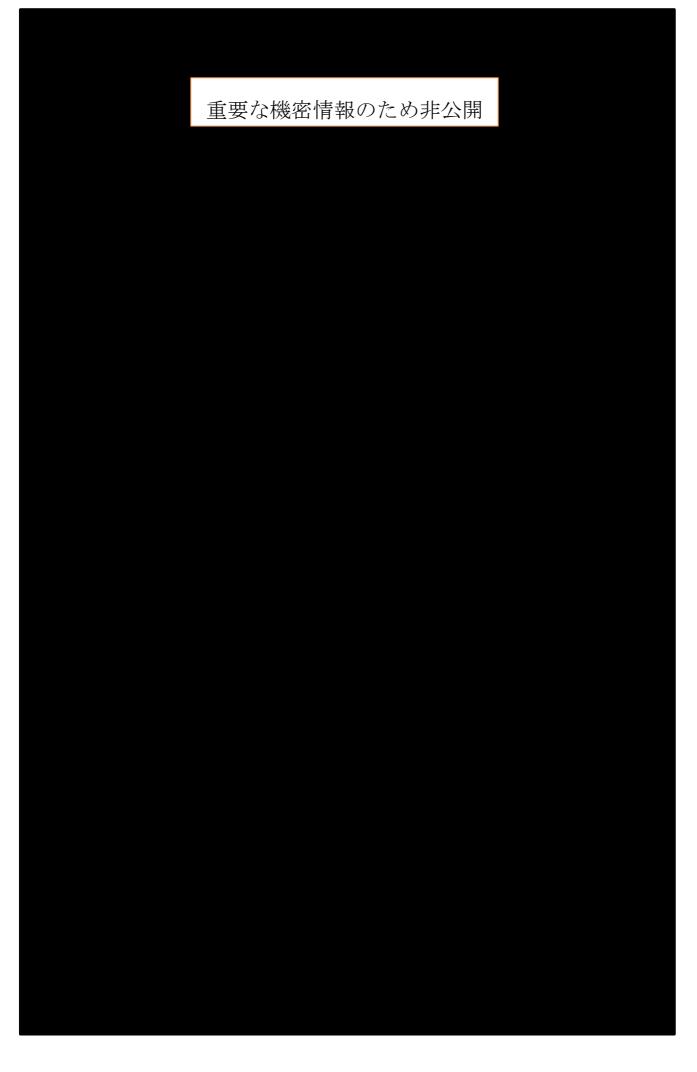
敷地境界等の微弱な臭気の24時間監視機器は既に販売されているが、今回設置する脱臭システム排気口等の臭気管理を行う仕様(連続監視でなく、一定時間毎の間欠測定を行い、基準値を超えるとメールなどお知らせ機能を有する)は従来にはなく、イズミ環境向けの特殊仕様となる。このメーカーは従来より、ポータブル型ニオイセンサの製造販売を行っており、多数の実績がある。その経験を基に24時間監視システムの開発を協力頂く。

# ③ 施設内トラブルへの対応

本施設における設備機械等のトラブルが起こった場合には、センター長の指示に従い生ゴミの受入量の 調整・延期または停止の連絡を運搬業者に行う。個々の設備については、以下の対応を実施する。

設備機械	対策・対応		
オズマニック(前処理)	・メーカーに修理の連絡(修理期間の確認、日数によりホッパー生ゴミは処分)		
ハーズコンポ(撹拌機)	・エアレーションについては予備機で対応		
エアレーション装置	・対策・対応が上手く進まなかった場合には、緊急時対応として設備のシャッ		
その他装置	トダウン(発酵操作の停止と発酵槽堆積物の搬出)を行う。		
	・メーカーに修理の連絡(修理期間の確認)		
脱臭システム	・発酵槽への原料投入停止と撹拌停止		
	・発酵槽の通気ブロアの停止		
	・薬液洗浄塔にトラブルがあった場合は直接活性炭塔に切り替える		

起こりうるトラブルを網羅するために、フォルトツリー分析の手法を用いて、本施設における考えられるトラブルとその対策を表**IV-9-2**にまとめた。



# ④ 夜間・休日の管理体制

- ・本施設全体の24時間監視は、警備会社に依頼済みで既に実施している。
- ・休日・夜間は緊急連絡網(社員間の電話連絡システム)を使用し対応する。
- ・24 時間監視システムによる異常・脱臭システム不具合が発生した場合は、自動発報装置(社員へのメール配信)を使用し対応する。

#### ⑤ 自家発電装置

停電時の対策として、自家発電機(防音型自動始動発電装置)を備えており、停電後30秒で起動し、脱臭システム、エアレーション、ハーズコンポ、事務所棟、24時間監視の臭気センサを停止することなく8時間以上(メーカー作成の燃料消費量のグラフより、停電時最大使用電力270kw(60%)の場合、燃料消費量55L/hになり、燃料満タンで、約9時間の運転が可能。)稼働させることができる。その後は、燃料補給で連続運転可となる。点検および試験運転は、月に一回協力会社に委託している。また、燃料も備蓄を計画している。



#### 10. 情報公開・地域コミュニケーション

施設の運営状況や環境保全委員会(任意団体)で検討された内容、および計測データ等をホームページで公開し、本施設の取り組み状況をお知らせする。また、地元町会への活動参加や社会科見学の受入れなど、環境学習への取り組みに寄与する。詳細について、表 IV-10-1 に示す。

取組み
・定期環境測定データおよび本施設の取り組み状況については、ホームページで随時公開することを原則とする。
・常時、施設見学を受け入れる。
・地域社会の活動に積極的に参加し交流を深める。
・環境教育の場として、中高大学生の職場体験や社会科見学等を受入る。
・堆肥の無料配布(近隣地域に限定)をする。

表Ⅳ-10-1 情報公開・地域コミュニケーション

・敷地周辺の清掃活動を定期的に実施し、地域の美化に努める。

# 11. 環境保全委員会(任意団体)

平成27年2月15日八王子バイオマス・エコセンター環境保全委員会を設置した。

## 八王子バイオマス・エコセンター環境保全委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は、八王子バイオマス・エコセンター環境保全委員会(以下「本委員会」という。)と称 する。

#### (事務局)

第2条 本委員会の事務局を八王子市南大沢3丁目24番地八王子バイオマス・エコセンター内に置く。

(目的)

第3条 本委員会は、株式会社イズミ環境(以下「事業者」という。)が運営する八王子バイオマス・エコセンターの地域におけるバイオマス・リサイクル利用を図るものであるところ、その施設の操業による近隣住民及び環境への配慮が必要な事から、施設や事業に適用される法令上の基準を遵守し、近隣住民への情報開示を適切に行い、かつ施設の操業・運営への助言を広く得る事を目的とする。

#### (審議事項)

- 第4条 本委員会は、事業者の諮問に答え、次の事項について事業者の報告を受けて審議する。
  - (1)八王子バイオマス・エコセンターの操業・運営状況に関する報告
  - (2)環境に関する法令基準の測定値に関する報告
  - (3)環境保全に資する施策に関する報告
  - (4) 近隣住民からの問い合わせに関する報告
  - (5)その他、前条に規定する目的に関連する事項一切の報告

## (構成)

第5条 本委員会の運営は次に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員の定数は、31名以内とする。

- (1)別所地域 3名以内
- (2)南大沢1、2丁目地域 3名以内
- (3)南大沢3、4丁目地域 3名以内
- (4)町田市 3名以内
- (5)公募 3名以内
- (6)有識者 4名
- (7)事業者・顧問 6名
- (8)オブザーバー 6名以内
- 2 近隣住民において引越しや病気等のやむを得ない事情により委員を継続する事が出来ない場合には、同じ地域内からの後任者を委員とする。

## (役員の定数及び選任)

第6条 本委員会の役員として、第5条構成委員の中から以下の役員を選任する。

- (1)委員長 1名
- (2)副委員長 2名
- 2 役員は、委員会において委員の互選により選出する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任の役員の任期は 前任者の残任期間とする。

#### (役員の任務)

- 第7条 役員の任務は、次に定めるところによる。
  - (1)委員長は、会務を総括し本委員会を代表する。
  - (2)副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

## (任期)

- 第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
  - 2 職責をもって委員と成るものについては、職責の限りにおいて委員を務め、後任者を委員とする。

#### (組織)

- 第9条 本委員会にテクニカル・アドバイザリー部会を組織する。
  - 2 部会長1名を置く。部会長は、部会において部会員の互選により選出する。
  - 3 部会長が技術的な論議を必要と認めた時に開催する。部会長が必要と認めた場合に委員以外の者を 参加させる事が出来る。
  - 4 部会は、技術的な論議結果を本委員会に報告する。

# (委員会)

- 第10条 本委員会の開催は、定期委員会と臨時委員会とする。
  - 2 委員会の議長は、委員長があたる。
  - 3 定期委員会は、2ヵ月に一回開催する。
  - 4 臨時委員会は、委員の複数から要求があり委員長が必要と認めた時に開催する。

#### (委員会の招集)

第11条 定期委員会は、委員長が招集する。

#### (委員会の議決事項)

- 第12条 委員会は、次の各号に揚げる事項を議決する。
  - (1)規約の変更
  - (2)本委員会の運営方法
  - (3)本委員会役員の選出、解任
  - (4)その他、本委員会の運営に関する重要な事項

#### (定足数及び議決)

- 第13条 委員会は、委員の過半数の出席(委任状を含む)がなければ、その議事を開き議決をする事が 出来ない。
  - 2 委員会の議決は、近隣住民の過半数を含む出席委員の3分の2以上の議決によるものとする。

#### (議事録)

- 第14条 委員会の議事については、次に揚げる事項の議事録を作成し、第2条の事務局に備え付けておかなければならない。
  - (1)日時及び場所
  - (2)委員現在数、当該委員会に出席した委員数
  - (3)議案

## (4)議事の経過概要及びその議決結果

- 2 議事録は、事務局が作成し委員に回覧して同意を得た上で、委員長及び副委員長1名が署名押印しなければならない。
- 3 議事録は、委員会開催後2週間以内に株式会社イズミ環境ホームページに掲載して、公開する。
- 4 議事録は、委員会開催後2週間以内に八王子市に提出する。

## (事業者の義務)

第15条 事業者は、委員会において議決された事項を尊重して施設の操業・運営を行うものとする。

2 事業者において議決された事項と異なる措置を採る場合には、その理由を委員会に対して説明しなければならない。

# (補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、施行に関する必要な事項は委員会で決定する。

## 附則

1 この規約は、平成27年2月15日から施行する。

